

インターネット上の人権侵害に対する取組み

- ・近年、スマートフォンをはじめとする情報端末の普及にともない、SNSや匿名掲示板といったインターネット上での誹謗中傷などの人権侵害が社会的な問題となっている。
- ・被害の解消には、法的な救済措置も含め、専門的な知識が必要とされる場合も少なくない。

相談支援の強化

- ・従来から、人権啓発・相談センターの専門相談員が、解決に向けたアドバイスを行ってきた。
- ・**令和5年6月から**新たな支援として、より高度で専門的な助言が必要な場合に、**弁護士相談を無料で**受けられることとした。

相談の流れ



市長会見（令和5年5月25日）

- 誹謗中傷の被害は様々であり、どう対応すべきか、不安に思われる方も多い。
- 法的な助言が必要でも、弁護士相談はハードルが高いと感じられる場合もある。
- そういった方のお悩みに寄り添いながら、解決に向けた第一歩を踏み出せるよう支援していきたい。

事業実施にむけた取組

(1) 専門相談員のスキルアップ

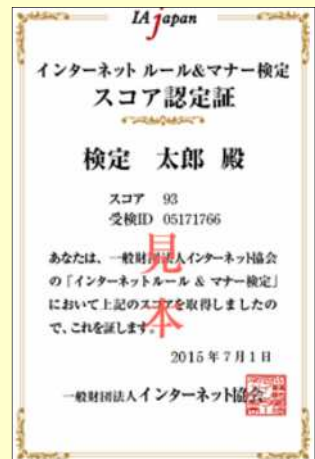
■ (一財) インターネット協会主催

「インターネットルール＆マナー検定」を受講

■ (一財) セーフーインターネット協会主催

「ネットセーフティ・アドバイザー講座」

を受講予定 (令和5年8月)



(2) 大阪弁護士会へ協力を依頼

■ 本事業について、大阪弁護士会より

インターネット上のトラブルに精通した弁護士3名を推薦

(3) 市民への広報

■ 大阪市広報紙6月号、および「大阪市人権だよりKOKOROねっと」 53号において広報記事を掲載

■ 市ホームページ、およびSNS (LINE、ツイッター、フェイスブック) での広報を実施

相談実績

(1) 人権相談窓口における、インターネットに関する相談件数

・ **令和5年6月1～30日 9件**

(うち弁護士相談の実施件数 0件)

※参考

令和2年度: 3件 令和3年度: 3件 令和4年度: 21件
令和5年度 (4～6月): 12件

(2) 相談の例

- ・ エゴサーチ (自分自身のことについての情報検索) 結果への不安について
- ・ 業務用のSNSに書き込まれた誹謗中傷について